

原油価格高騰の影響を受けた運輸事業者の皆様へ 八潮市運輸事業継続支援事業補助金のご案内

原油の価格高騰により経費増加などの影響を受けている市内運送事業者に対し、その影響を緩和し事業継続を支援するため、補助金を交付します。

交付対象者：次のいずれにも該当する市内事業者

- (1) 「一般貨物自動車運送事業」または「特定貨物自動車運送事業」を営んでおり、八潮市内に本社または営業所を有していること（軽自動車の黒ナンバーや二輪車の緑ナンバーは対象外となります。）
- (2) 2025年3月31日時点で埼玉運輸支局に登録されている市内営業所等に登録のある事業用車両を有していること
※登録台数については、埼玉運輸支局のデータと突合させていただきます。

交付額：上記（2）に該当する事業用車両1台につき1万円
（被牽引車を除く。上限100万円）

申請回数：1営業所などにつき1回限り

申請期間：2025年5月20日（木）～2025年8月31日（日）※必着

主な交付要件

- 1 2025年3月31日時点で当該事業を営んでおり、引き続き市内で当該事業を継続する意思があること。
- 2 八潮市家庭系一般廃棄物等収集運搬事業者継続支援事業補助金の受給者でないこと。（予定含む）
- 3 政治団体又は宗教団体ではないこと。
- 4 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団または反社会勢力に属していないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。 など

主な申請書類

- ・八潮市運輸事業継続支援事業補助金交付申請書
- ・八潮市運輸事業継続支援事業補助金交付請求書
- ・八潮市運輸事業継続支援事業補助金対象車両一覧表
- ・埼玉運輸支局に登録されている、市内事業所等で保有する事業用自動車の台数がわかる書類
- ・申請する事業用自動車の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し など
- ・振込先口座がわかる通帳等の写し
- ・貨物運送業の許可を証する書類の写し

※必要に応じて、現地調査や追加書類の提出及び説明を求める場合があります。

お問い合わせ先

【八潮市役所 商工観光課 運輸事業継続支援事業補助金担当】

電話：048-996-2111（代表）（内線832）



©八潮市

よくあるお問い合わせ

Q1 他助成制度との重複給付はできますか。

A1 国や県等の他助成制度の給付による制限はありません。

※八潮市家庭系一般廃棄物等収集運搬事業者継続支援事業補助金の受給者は当補助金の交付を受けることはできません。

Q2 休業中または廃業済の場合は申請できますか。

A2 一時的に休業している場合も、2025年3月31日時点で事業を営んでおり、今後も継続する意思があれば対象となります。廃業済みまたは営業再開の予定がない場合には、対象外となります。

Q3 八潮市内に営業所が複数あります。それぞれの営業所で申請していいですか。

A3 はい。営業所等ごとに補助金を交付しますので、市内各営業所等から申請してください。

Q4 交付金額はいくらですか。

A4 2025年3月31日時点で埼玉運輸支局に登録されている市内営業所等に属する事業用自動車（被牽引車を除く緑ナンバー）1台につき1万円を支給します。（上限100万円）

※当補助金の交付対象は、**一般貨物自動車運送事業**及び**特定貨物自動車運送事業**を営む事業者が対象となりますので、貨物軽自動車運送事業（軽自動車の黒ナンバーや二輪車の緑ナンバー）は対象外となります。

Q5 必要書類や申請書の書き方を教えてください。

A5 市ホームページに必要書類一覧及び申請書の記入例を掲載していますので、ご覧ください。個別のご相談は、市役所商工観光課までお電話ください。

申請方法等

申請方法：申請書類一式を下記送付先に**郵送**してください。（令和7年8月31日（日）**必着**）

【送付先】〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1

八潮市役所 商工観光課 運輸事業継続支援事業補助金担当

※申請書類等の返却はいたしません。



QRコード

○申請書類は、市ホームページからダウンロードするか、八潮市役所商工観光課窓口でお受け取りください。

【市ホームページ】<https://www.city.yashio.lg.jp/jigyosha/zigyosya-shien/unnyushien2025.html>